

鹿沼市ヤングケアラー支援条例（概要）

【第1条（目的）】

ヤングケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーへの支援に関して基本となる事項を定めることにより、当該支援を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのヤングケアラーが健全に成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【第2条（定義）】

ヤングケアラー	身体上又は精神上の障害、高齢、疾病等により支援を必要とする親族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の支援を提供する18歳未満の者
保護者	子どもの養育についての第一義的責任を有する者
市民	市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者
事業者	市内で事業活動を行う法人その他の団体
市民等	市民及び事業者
学校	市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
関係機関	学校以外の介護、障害者への支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行う機関

【第3条（基本理念）】

- ①ヤングケアラーへの支援は全てのヤングケアラーが個人として尊重され、自己実現が図られるように行う。
- ②ヤングケアラーへの支援は、市、保護者、市民等、学校及び関係機関が責務や役割を果たし、相互に連携を図りながら、ヤングケアラーが社会から孤立しないように行う。

【第4条（市の責務）】

- ①ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ②ヤングケアラーの意向を尊重するとともに、保護者、市民等、学校及び関係機関と相互に連携を図る。

【第5条（保護者の役割等）】

- ①ヤングケアラーの理解を深め、子どもの意見を尊重しつつ、子どもの年齢及び発達段階に応じた養育に努める。
- ②本来大人が担うと想定される家族の世話等の責任を子どもに負わせることのないよう、市、学校、関係機関等に対して、助言、情報の提供その他の必要な支援を求めることができる。

【第6条（市民等の役割）】

ヤングケアラーが置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、ヤングケアラーが孤立することのないよう配慮するとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に協力するよう努める。

【第7条（学校の役割）】

- ①市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に協力するよう努める。
- ②ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、教育機会の確保状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努める。
- ③ヤングケアラーからの教育や福祉に関する相談に応じるとともに、情報の提供や適切な関係機関への案内等の支援を行うよう努める。

【第8条（関係機関の役割）】

- ①市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に協力するよう努める。
- ②ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、健康状態、生活環境等の確認及び支援の必要性の把握に努める。
- ③ヤングケアラーに対し、情報の提供や適切な他の関係機関への案内等の支援を行うよう努める。

【第9条（推進計画）】

ヤングケアラーへの支援計画を策定し、次の事項を定める。(1)基本方針 (2)具体的施策 (3)その他必要な事項

【第10条（広報及び啓発）】

広報活動等を通じて、保護者、市民等、学校及び関係機関がヤングケアラーの状況や支援等に関する理解を深め、社会全体でヤングケアラーへの支援が推進されるよう必要な施策を講じる。

【第11条（早期発見）】

市、学校及び関係機関はその立場を認識し、ヤングケアラーの早期発見に努める。

【第12条（体制の整備）】

ヤングケアラーへの支援に関する施策を推進するため、必要な体制を整備する。

【第13条（委任）】

この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。